

第3部 京都府の環境の保全及び創造に関する施策の方向

第1章 地球温暖化対策の推進

第1節 地球温暖化対策の推進

1 現状と課題

近年、CO₂などの**温室効果ガス***が大気中に大量に排出されたことなどにより、地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。19年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告によれば、温暖化は世界中の地域の自然と社会に影響を及ぼしており、人類が排出してきた温室効果ガスの増加に起因する可能性が非常に高いと結論付けられました。

また、今世紀末までの世界の平均気温は、最も排出量が多いシナリオをとった場合、2.4℃～6.4℃上昇すると予測され、生態系への影響や食料生産性の低下、干ばつや洪水による被害などが世界各地で起こるとされています。

世界レベルでは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に気候変動枠組条約が採択され、その後、9年12月に京都で開催された**COP3（地球温暖化防止京都会議）***では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「**京都議定書***」が採択され、17年2月16日に発効しました。

京都議定書では、2年を基準として、20～24年の5年間に温室効果ガス総排出量を先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされ、「京都メカニズム」（共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引）と呼ばれる、国際的に協調して目標を達成するための仕組みが導入されました。

国では、17年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策が展開されてきました。

府では、京都議定書誕生の地の自治体としての責任と役割に基づき、17年12月に、地球温暖化対策に特化した条例として「府地球温暖化対策条例」を制定（18年4月から順次施行）し、温室効果ガスを2年度に比べ22年度までに10%削減するという目標を定め、加えて、22年10月に条例を一部改正し（23年4月施行）、新たに23年度以降の温室効果ガスの削減目標（2年度に比べて32年度までに25%削減、42年度までに40%削減）を定め、その削減目標の達成に向けた総合的な施策を推進しています。さらに平成23年7月には、上記条例改正により新たに設定された温室効果ガス削減目標の達成を通じて、持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにした京都府地球温暖化対策推進計画を策定しました。

国においては、22年10月に、平成2年比で32年までに25%削減することを目標とし、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設などを盛り込んだ地球温暖化対策基本法案が国会に提出され、現在、継続審議となっています。

【府の温室効果ガスの排出量の状況】

21年度の京都府全体の温暖化効果ガス排出量は1,234万t-CO₂と、2年度の1,477万t-CO₂に比べ、16.4%減となりました。

各部門別の状況では、2年度に比べて産業部門41.4%、運輸部門10.1%、民生・家庭部門0.7%の減少となり、民生・業務部門1.3%増加となりました。

産業部門の減少の要因は、省エネ設備の導入や重油から電気や天然ガスへの転換が進んだことに併せて、前年に発生した金融危機に伴う景気低迷の影響による製造業の不振などがあげられます。運輸部門では、自動車の保有台数は2年度よりも増加しているものの軽自動車や低燃費車への乗り換えが進んだことと産業部門同様に景気の低迷を受け貨物自動車の運行が減少したことなどにより

温室効果ガス排出量は減少しています。民生・家庭部門では、世帯数の増加や1世帯あたりの家電製品数の増加がある一方で、電気排出係数の低減により微減になり、民生・業務部門では、店舗面積の増加等が排出量の増加要因となっており、それぞれの要因分析を基にした対策が必要となっています。

図3-1 京都府における温室効果ガスの削減目標

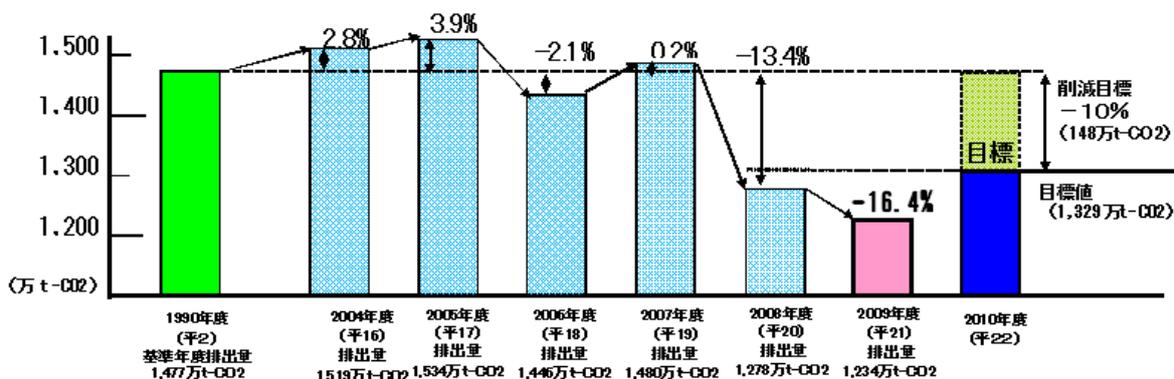


表3-1 京都府における温室効果ガスの排出状況

(排出量：万t-CO₂)

区分	2年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度目標	
								予測	目標
産業部門	530	397	394	369	376	327	310	424	382
(伸び率)		-25.1%	-25.7%	-30.4%	-29.1%	-38.3%	-41.4%	-20.0%	-28%
運輸部門	346	364	357	352	348	325	311	375	333
(伸び率)		5.2%	3.2%	1.7%	0.6%	-6.1%	-10.1%	8.4%	-4%
民生・家庭系	269	313	328	310	328	273	267	284	258
(伸び率)		16.4%	21.9%	15.2%	21.9%	1.5%	-0.7%	5.6%	-4%
民生・業務系	220	315	317	289	301	229	223	226	205
(伸び率)		43.2%	44.1%	31.4%	36.8%	4.1%	1.3%	2.7%	-7%
その他	46	66	72	64	64	68	53	95	91
(伸び率)		43.5%	56.5%	39.1%	39.1%	47.8%	15.2%	106.5%	97.8%
二酸化炭素 計	1,411	1,455	1,468	1,384	1,417	1,222	1,164	1,404	1,269
(伸び率)		3.1%	4.0%	-1.9%	0.4%	-13.3%	-17.5%	-0.5%	-10%
温室効果ガス 計	1,477	1,519	1,534	1,446	1,480	1,278	1,234	1,486	1,329
(伸び率)		2.8%	3.9%	-2.1%	0.2%	-13.4%	-16.4%	0.6%	-10%
使用した電気排出 係数 (関電係数)	(0.35)	(0.356)	(0.358)	(0.338)	(0.366)	(0.299)	(0.294)	(0.34)	

2 地球温暖化対策の推進

①地球温暖化対策プランの策定

府では、府民総参加による温暖化対策を推進するため、14年度から有識者、関係団体、環境N G O等による「地球温暖化対策プラン検討会議」を設け、当面府が重点的に取り組んでいく施策等を取りまとめた「地球温暖化対策プラン」を策定(16・17・18・19・20・21・22年度に改定)し、PDCAにより重点的に取り組むべき具体的な施策を立案実行してきました。

23年度は、東日本大震災を発端にエネルギー政策の見直しが必要となる中、再生可能エネルギーの活用やエネルギーを効率的に利用する取組が、温暖化対策の推進と経済社会の安全保障の両面から最重要課題となっていることを踏まえて、「地球温暖化対策プラン(再生可能エネルギー戦略)」として衣替えし、再生可能エネルギーごとの京都府でのポテンシャルを踏まえて、最も効率的な対象を選択し、効率的に施策を推進していくための検討を行いました。

図3-2 地球温暖化対策プラン（再生可能エネルギー戦略）の重点施策の一覧（再掲）

<p>[家庭対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅における再生可能エネルギー導入支援 ◆太陽光発電設備等の普及促進のための相談・情報窓口の構築 <p>[産業対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業及び福祉、医療施設等における再生可能エネルギー導入支援 ◆民間事業者等と連携したメガソーラー発電の取組の推進 ◆京都産業エコ推進機構等と連携した環境産業の育成 <p>[地域づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆府民参加型事業の展開 ◆けいはんなエコシティ構想の推進 ◆再生可能エネルギーの地産地消の促進 ◆再生可能エネルギーを活用した環境学習等の推進 <p>[府庁への計画的導入]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆府施設での再生可能エネルギー導入の加速化等

②府地球温暖化対策条例の施行状況

府では、17年に地球温暖化対策条例を制定し、温室効果ガスを2年度に比べ22年度までに10%削減するという目標を定め、地球温暖化対策を強力に推進してきました。

22年10月には条例を一部改正し、2年度に比べ32年度までに25%、42年度までに40%削減するという新たな目標を定め、事業活動、建築物、緑化の推進、自動車交通、電気機器、自然エネルギー、森林整備など、幅広い地球温暖化対策を総合的に推進しています。

(1) 条例の主な内容と23年度の施行状況

ア 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、排出量削減計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求め、府がその内容を公表します。

(ア) 大規模事業者（原油換算1,500キロリットル以上使用の事業者等）

<内容>

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減措置・削減目標

<実施状況>

23年度は、278の事業者から事業者排出量削減報告書の提出がありました。多くの事業者において、温室効果ガス排出量の削減に向けた積極的な取組が実施されています。

今後も計画期間における削減目標に基づき、事業者による確実な取組を一層進めていくことが必要です。

表3-2 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況

23年度実績報告

件数	基準年度排出量	22年度実績値	削減率	削減量
278	455.8万t-CO ₂	420.7万t-CO ₂	▲7.7%	▲35.0万t-CO ₂

(イ) 大規模建築主（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築又は増築しようとする事業者）

<内容>

- a 建築物の断熱、省エネ設備、**新エネルギー***設備（太陽光等）の導入等の削減措置
- b 屋上及び敷地の緑化を図るための措置 等

<実施状況>

22年度は、42件の特定建築主から、特定建築物排出量削減計画書の提出がありました(23年3月末現在)。建築物の環境配慮に係る主な取組としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化などが挙げられています。いずれも建築物総合環境性能システム(CASBEE)の評価による環境性能のレベルは標準程度となっています。

(ウ) 電気事業者(府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者)

<内容>

発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用拡大措置・計画

<実施状況>

23年度は、5件の電気事業者から電気事業者排出量削減報告書(22年度実績)と電気事業者排出量削減計画書(23年度計画)の提出がありました。今後、自然エネルギーの導入の割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

上記計画書については、府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/>)及び府地球温暖化対策課で閲覧することができます。

イ 建築物等の緑化(19年4月施行)

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域(特定緑化地域)において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

表3-3 特定緑化地域(18年12月1日告示)

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町	市街化区域(都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域)
京都市	京都市の定めた緑化重点地区(都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区)
※24年4月より、京都市の区域は適用外	

<緑化計画書届出状況>

23年度(23年10月末現在)は、86件の特定建築主から、特定建築物緑化計画書の提出がありました。緑化計画面積は、制度開始から延べ253,525㎡で、うち屋上など建築物上の緑化分は、12,642㎡です。

また、屋上緑化の推進役として活動していただく「屋上緑化推進マイスター」の認定講習会を実施し、557名をマイスターとして認定し、うち公表を希望された455名のプロフィールを京都府ホームページで公表中です。

(関連事業)

義務化に先立ち、先導的モデルとして、府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、18年5月から「京てらす」という名称で一般開放しています。

ウ 人材育成制度(エコマイスター制度)と環境情報の提供

一定規模以上の事業者、地球温暖化対策を推進する者「エコマイスター」の選任・届出を義務付けています。

- エコカーマイスター(大規模な自動車販売事業者における新車の環境情報の説明推進者)
- エコドライブマイスター(大規模な事業者におけるエコドライブの推進者)
- 省エネマイスター(大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者)

<実施状況>

エコマイスター制度全体で2,227名（23年3月末現在）の方が講習会を修了されました。

表3-4 人材認定制度の施行状況（23年3月末現在）

区分	エコカーマイスター	エコドライブマイスター	省エネマイスター
講習修了者	1,058名	804名	365名
趣 旨	自動車ディーラーで、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
義務対象要件	年間新車販売100台以上	自動車管理台数50台以上	店舗面積1,000㎡以上

温室効果ガスの排出の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を誘導するため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付けています。

○自動車販売店

新車の購入者への環境情報の説明

○特定の電気機器等の販売店

省エネ性能情報の店舗表示及び購入者への説明

エ 京都地球環境の日の制定

府地球温暖化対策条例において、京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」と定め、この日を中心に、府民や事業者、環境NPO、行政等の参加と協働による地球温暖化防止の取組を集中的に実施することとしています。

<実施状況>

2月16日を中心に、オール京都が連携し、府民や事業者が温室効果ガス10%削減に向けた具体的取組を実践する様々な催しが実施されました。（資料編資料7参照）

③施策の推進を担う機関

施策の推進にあたっては、府が直接実施すべきものなどを除き、府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

ア 府地球温暖化防止活動推進センター

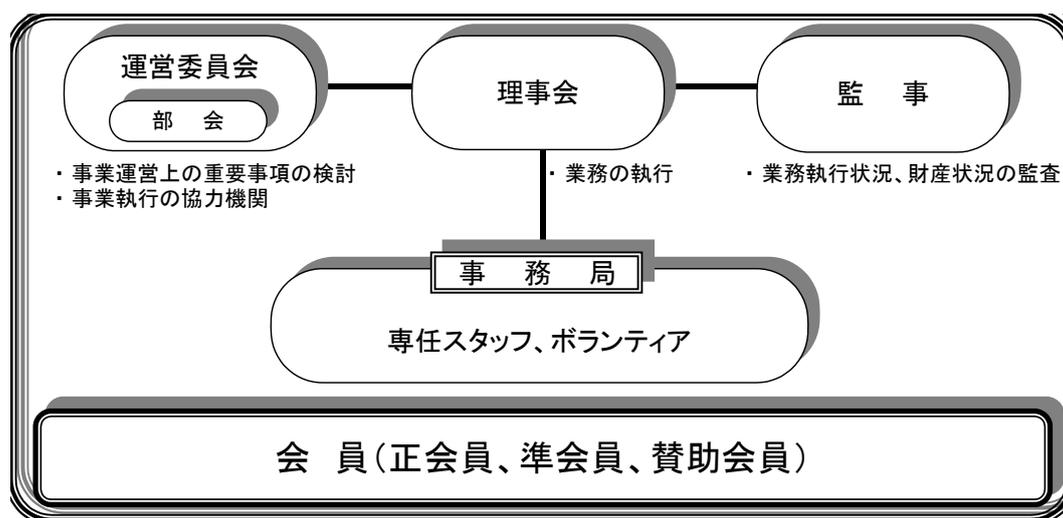
15年、NPO法人「京都地球温暖化防止府民会議」が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「京都府地球温暖化防止活動推進センター」に指定されました。

センター設立を目的として立ち上げられたNPO法人が本センターの指定を受けるのは全国初であり、京都での地球温暖化対策の活性化に向け、様々な活動を進めています。

表3-5 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（23年3月末現在）

項 目	内 容																						
法 人 名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																						
所 在 地	京都市中京区柳馬場二条上る六丁目284番4																						
目 的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																						
事 業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																						
会 員	環境団体、府民団体、事業者団体等の112名（団体・個人）																						
役 員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 崑 孝</td> <td>(同志社大学教授)</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅岡 美恵</td> <td>(気候ネットワーク代表)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">理事</td> <td>栗田 澄子</td> <td>(京都府連合婦人会副会長)</td> </tr> <tr> <td>黄瀬 謙治</td> <td>(京都工業会専務理事)</td> </tr> <tr> <td>渡辺 裕文</td> <td>(京都府商工会議所連合会副会長)</td> </tr> <tr> <td>宗田 好史</td> <td>(京都府立大学准教授)</td> </tr> <tr> <td>原 強</td> <td>(コンシューマーズ京都理事長)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>山内 利男</td> <td>(地球温暖化防止活動推進員)</td> </tr> <tr> <td>清水 仁志</td> <td>(税理士)</td> </tr> </tbody> </table>	理事長	郡 崑 孝	(同志社大学教授)	副理事長	浅岡 美恵	(気候ネットワーク代表)	理事	栗田 澄子	(京都府連合婦人会副会長)	黄瀬 謙治	(京都工業会専務理事)	渡辺 裕文	(京都府商工会議所連合会副会長)	宗田 好史	(京都府立大学准教授)	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)	監事	山内 利男	(地球温暖化防止活動推進員)	清水 仁志	(税理士)
理事長	郡 崑 孝	(同志社大学教授)																					
副理事長	浅岡 美恵	(気候ネットワーク代表)																					
理事	栗田 澄子	(京都府連合婦人会副会長)																					
	黄瀬 謙治	(京都工業会専務理事)																					
	渡辺 裕文	(京都府商工会議所連合会副会長)																					
	宗田 好史	(京都府立大学准教授)																					
	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)																					
監事	山内 利男	(地球温暖化防止活動推進員)																					
	清水 仁志	(税理士)																					
運 営 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置 ○ 運営委員は29名（府内の各界各層から幅広く人選） 																						

図3-3 府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制



イ 府地球温暖化防止活動推進員

地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、地域に根ざしたプロジェクトの企画・実践など、府内各地で、推進員による積極的な活動が展開されています。

表3-6 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
推進員の要件	① 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ② 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	272名（24年2月現在）
推進員の役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	25年3月31日まで（第5期）

ウ 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、市町村、府地球温暖化防止活動推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進しています。

表3-7 地球温暖化対策地域協議会の設置状況（23年3月末現在）

所在地	協議会の名称	設立年月日	会員構成
京都市	京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム	10年11月23日	市民、市民団体、事業者、事業者団体等
宮津市	宮津市エコネットワーク	11年6月5日	学識経験者、行政機関、地元企業、婦人団体、学校教育関係、商工関係、環境NPO等
綾部市	綾部市環境市民会議	12年4月	市民、事業者、地球温暖化防止活動推進員
長岡京市	長岡京市環境の都づくり会議	13年8月	各種団体、事業者、市民、行政等
八幡市	八幡市環境市民ネット	14年8月26日	市民、事業者、行政
亀岡市	亀岡市環境基本計画推進会議	14年12月	企業、団体、行政機関、教育関係者、一般公募
城陽市	城陽環境パートナーシップ会議	15年10月25日	賛助会員、団体会員、個人会員
宇治田原町	エコパートナーシップうじたわら	16年11月29日	会社員、主婦、農林業者等
京丹後市	京丹後エコファミリー	17年4月14日	地球温暖化防止活動推進員
福知山市	福知山環境会議	17年6月25日	市民、各種団体、事業者、地球温暖化防止活動推進員、行政
精華町	精華町環境ネットワーク会議	19年5月20日	環境行政に関心のある方・団体
宇治市	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（ecoネット宇治）	21年3月8日	市民
伊根町	伊根町エコ協議会	22年1月13日	町民
南丹市	南丹市の環境を守り育てる会	22年10月	企業、各種団体
舞鶴市	舞鶴市地球温暖化対策地域協議会	22年11月25日	地球温暖化防止活動推進員等
与謝野町	与謝野町環境会議	22年12月	女性団体、環境団体、町商工会員、地球温暖化防止活動推進員
井手町	井手町地球温暖化対策地域協議会	23年3月	地区長

⑤京都府自らの温暖化対策

府自らの率先実行計画として、18年9月に「地球にやさしい府庁プラン」を策定したほか、太陽光発電、太陽熱利用、**コージェネレーション***等の**新エネルギー***、省エネルギー設備を府施設に導入するなど、府の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に向けて取り組んでおり、現在、「府庁CO₂ 30%削減運動」を推進するなど一層の率先した取組を進めています。

【地球にやさしい府庁プラン】

府自らが地球にやさしい取組を率先して実行するため、9年度から「地球にやさしい府庁づくり計画」を策定し取組を進めてきましたが、13年7月に「地球にやさしい21世紀府庁プラン」、更に18年9月に「地球にやさしい府庁プラン」を策定し、府のすべての機関で事務・事業に伴う温室効果ガス排出削減に取り組んできました。

「地球にやさしい府庁プラン」では、これまでのエコオフィス活動の取組が庁内に浸透し、今後更に大幅に削減するには一定の限界があることから、エコオフィスの徹底に加え、施設の実環境性能の向上等の重点対策に取り組み、府の事務・事業に係る温室効果ガス排出削減の着実な達成を図っていくこととしています。

なお、22年度における府の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は71,754 t-CO₂であり、基準年度である2年度比では11.5%の削減となっています。

また、22年度まで「府庁CO₂20%削減運動」として、窓ガラスへの熱遮断・断熱フィルムの貼付、省エネタップの導入、太陽光発電装置の設置、照明器具のLED化などの取り組みを進めた結果、本庁舎における22年度の温室効果ガス排出量は、2,420 t-CO₂で、2年度対比では22.6%の削減となっています。

<「地球にやさしい府庁プラン」の概要>

○計画の期間

18年度から22年度までの5年間

○削減目標

府の事務事業から排出される温室効果ガスを2年度比で20%削減

○計画の対象となる機関

府のすべての機関（府立学校、警察署を含む）

【エコオフィス活動】

毎年、**環境マネジメントシステム***としてエコオフィス活動の取組を進め、その取組結果を取りまとめて公表しています。

エコオフィス活動では、「温室効果ガスの更なる削減」「廃棄物量の更なる削減」「両面コピー率の更なる向上」「コピー用紙購入枚数の削減」及び「各課での独自目標の設定」を全庁的な環境目標として設定、18年度については本庁及び広域振興局で取り組み、19年度からはすべての府の公所に拡大しています。

表3-8 府本庁舎におけるエコオフィスの取組結果

年度	可燃物排出量 [千m ³]	(対11年度比) [%]	コピー紙購入枚数 [千枚]	(対11年度比) [%]	両面コピー率[%]	(対11年度差)	電気使用量 [MWh]	(対11年度比) [%]
11	873.5	(100.0)	40,439	(100.0)	23.5	(0.0)	4,043	(100.0)
12	865.2	(99.0)	37,976	(93.9)	32.3	(+8.8)	3,853	(95.3)
13	568.4	(65.1)	37,328	(92.3)	39.9	(+16.4)	3,710	(91.8)
14	565.1	(64.7)	44,923	(111.1)	40.5	(+17.0)	3,685	(91.1)
15	546.0	(62.5)	48,556	(120.1)	43.0	(+19.5)	3,601	(89.1)
16	603.4	(69.1)	48,391	(119.7)	46.0	(+22.5)	3,814	(94.3)
17	542.0	(62.0)	49,010	(121.2)	47.5	(+24.0)	3,885	(96.1)
18	433.0	(49.6)	47,318	(117.0)	45.9	(+22.4)	3,758	(93.0)
19	586.6	(67.2)	48,255	(119.3)	46.5	(+23.0)	3,522	(87.1)
20	622.9	(71.3)	47,613	(117.7)	51.4	(+27.9)	3,399	(84.1)
21	501.8	(57.4)	50,948	(126.0)	46.5	(+23.0)	3,377	(83.5)
22	527.4	(60.4)	59,305	(146.7)	46.1	(+22.6)	3,108	(76.9)

【グリーン購入活動】

需要面から循環型社会への転換を促進するため、13年11月に「府庁グリーン調達方針」を施行し、府庁のすべての機関において府庁自らが事業者・消費者として環境にやさしい物品等の一層の購入に努めています。なお、20年度の取組結果については府ホームページでも公表しています。

また、17年度からは、ISO14001やKESなど環境認証等を取得している中小企業者から優先して物品を調達する「京滋グリーン入札」を、「京都議定書誕生の地」としての京都府と「環境こだわり県」の滋賀県が連携して実施しています。

表3-9 府庁グリーン調達実績(平成20年4月~21年3月)

分野	品目	総調達数量に占める 環境配慮物品等の 調達割合(%)
納入印刷物(1品目)	納入印刷物	96.5
紙類(9品目)	コピー用紙	99.7
	情報用紙・印刷用紙・衛生用紙など	87.3
文具類(98品目)	文具	97.5
機器類(10品目)	いす・机・棚・掲示板など	99.9
OA機(14品目)	コピー機・電子計算機など	99.5
家電製品(6品目)	冷蔵庫・テレビなど	96.2
エアコンディショナー等(3品目)	エアコンディショナーなど	91.8
温水器等(4品目)	電気給湯器など	100.0
照明(3品目)	蛍光灯照明器具	98.2
	蛍光管・電球形蛍光管	99.2
消火器(1品目)	消火器	88.3
制服・作業服(2品目)	制服・作業服	100.0
インテリア・寝具(9品目)	カーテン・毛布など	100.0
	カーペット	99.1
作業用手袋(1品目)	作業用手袋	99.6
その他繊維製品(3品目)	集会用テント、ブルーシートなど	97.4
自動車(1品目)	自動車など	100.0
タイヤ等(2品目)	タイヤ・エンジン油	100.0

上記の品目以外の公共工事については、努力目標であり集計の対象としていない。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

1 現状と課題

わが国はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に頼っており、日本国内で産出される「国産エネルギー」は、水力、地熱、風力、太陽光や若干の天然ガス等のみで、わが国が必要とするエネルギーの約4%にすぎないことから、エネルギーの安定供給の確保が重要な課題です。

また、わが国のエネルギー供給の約85%を占める石油、天然ガス、石炭などの「化石エネルギー」は、燃焼時に地球温暖化の原因となるCO₂が排出されることから、地球環境問題に対応したエネルギーの利用が新たな課題となっています。

わが国のエネルギー需要は、二度の石油危機後、省エネルギーが進んだことにより、いったん減少しましたが、1980年代後半から1990年代半ばまで増加基調で進展し、中でも住宅やビルなどの民生部門、運輸部門で大きく伸びました。

一方、1990年代半ば以降は京都議定書の締結など、世界的に地球温暖化問題への関心が高まり、事業者の省エネ等が大きく進んだことから、エネルギーの需要は横ばい状態となっています。

今後、地球環境問題に対応していくため、府としては、エネルギー消費を抑制するとともに、環境負荷の少ない太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等の**再生可能エネルギー***について、地域における導入可能性や効率的な利用方法等を検討しながら、地域分散型の自給エネルギーとして積極的な導入を推進します。

特に、東日本大震災を発端にエネルギー政策の見直しが不可避となる中、府の温室効果ガスの削減目標（32年度に2年度比で25%削減）の達成は、より厳しい道程が予想され、再生可能エネルギーの活用やエネルギーを効率的に利用する取組が、温暖化対策の推進と経済社会の安全保障の両面から最重要課題となっています。再生可能エネルギーの重要性は、今後一層高まっていくと考えられます。

2 再生可能エネルギー普及の意義

わが国の温室効果ガスの排出量の約9割をエネルギー起源のCO₂が占めていることから、CO₂を排出しない又は排出が少ない、クリーンで再生可能なエネルギーの普及に大きな期待が寄せられています。

再生可能エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであることはもとより、環境に与える負荷が小さく、資源制約が少ないエネルギーとして、地球環境問題への対応や持続可能な社会を構築する上で大きな意義を有しています。

3 再生可能エネルギー普及のための取組

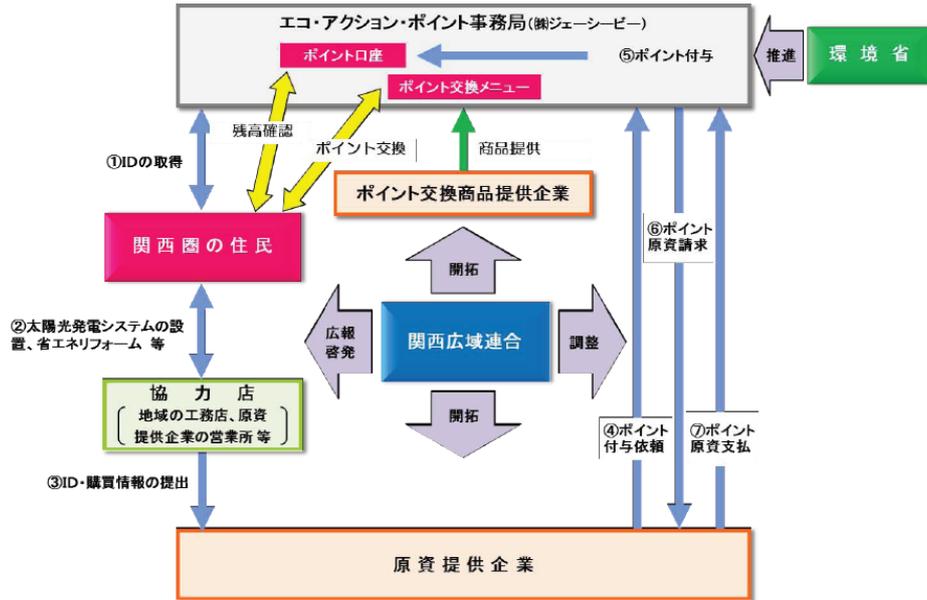
(1) 府地球温暖化対策推進計画

23年7月に策定した府地球温暖化対策推進計画において、「京都新エネルギービジョン」（8年度策定）の趣旨を引き継ぐとともに、再生可能エネルギーの導入や効率的なエネルギー利用等の推進を重要な柱として位置づけています。

(2) 住宅向け再生可能エネルギー導入設備等の普及促進

20年度から22年度まで、太陽光発電システムの設置や省エネリフォームをされた方に対し「エコ・アクション・ポイント」を付与する事業（住宅用太陽光発電設備等の設置により削減が見込まれるCO₂量に応じてポイントを付与する仕組み）を実施しました。23年度には、取組を関西広域連合に拡大した関西スタイルのエコポイント試行事業に取り組みました。

図3-4 関西スタイルのエコポイント試行事業の概要



また、エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅(スマートハウス)の普及を促進するため、民間住宅への再生可能エネルギー設備等の設置工事に対する低利融資(融資限度額：350万円、利率：年0.5%、融資期間：10年以内)を開始しました。

(3) 事業者向け再生可能エネルギー導入設備等の普及促進

23年度は、中小企業者等を対象に「中小企業者エコ経営促進事業」を開始し、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入経費に対して補助(補助率：1/3、上限額：1,000万円)を行いました。

4 京都府の率先導入

府では、太鼓山風力発電所(4,500kW)などを営んでおり、関西電力を通じ、府北部地域に電力を供給しています。

また、「地球にやさしい府庁プラン」に基づき、府施設(庁舎、浄水場、下水処理場、学校等)への再生可能エネルギー設備(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、下水温度差利用、小水力発電)の率先導入を進めています。(詳細は資料4参照)

図3-5 太鼓山風力発電所(4,500kW)

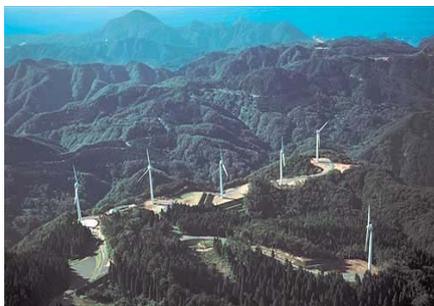


図3-6 洛南浄化センター(バイオガス発電990kW)



図 3-7 木津浄水場(太陽光発電100kW)



5 その他の取組

府ではその他、再生可能エネルギーの普及に向けた様々な取組を進めています。

表 3-10 京都府の再生可能エネルギー普及促進事業

年 度	事業名	事 業 概 要
15～19年度	京都エコエネルギープロジェクト	NEDO委託研究事業「新エネルギー等地域集中実証研究」 ・研究内容：新エネルギーによる地域分散型エネルギー供給システムの実証研究
17～19年度	うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業	丹後地域の住宅や事業所等における小型風力発電のモデル的な設置に対して補助
20年度	新エネフェア (環境フェスティバルと同時開催)	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス、燃料電池、LED照明などの紹介・展示
21年度	太陽光発電等活用地域エコ活動推進事業 エコ防犯ソーラーライト整備事業	市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助
22年度	新エネルギーふれあいコーナー (環境フェスティバルの中で実施)	太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス利用、地中熱利用等の紹介・展示
	自然エネルギー地産地消推進事業	市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助
22～23年度	おひさまエコタウン応援事業	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく市町村地球温暖化対策実行計画の策定に取り組む市町村等が整備する太陽光発電設備、ソーラーライトの導入に対して補助

第3節 フロン対策等の推進

1 オゾン層保護対策の推進

オゾン層*は、生物に対して悪影響を及ぼす太陽からの紫外線のある程度吸収してくれる重要な役割を担っていますが、人間が**フロン***類等を排出することで、その破壊が進みます。もっとも、この問題は広く認識されており、現在、190を超える国々が「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（1987年採択）」を締結する等、世界的な取り組みで改善の方向に進みつつあります。例えば、我が国においても、フロン類の中で最もオゾン層を破壊するCFCは7年末で生産を廃止し、HCFCも30年末には生産を廃止する予定です。しかし、これらの代替品であるHFCは、オゾン層こそ破壊しないものの、地球温暖化の問題を生じさせており、**地球温暖化係数***がCO₂の数千倍）廃棄までの管理が非常に重要となっています。なお、生産を廃止したといっても、オゾン層を破壊するフロンは、使用中の冷蔵庫やエアコンの中に、依然、残されていますので、製品からのフロンの回収も重要です。

①フロン回収の推進

家庭用の冷蔵庫やエアコンのフロン回収は「家電リサイクル法」（13年4月施行）により、業務用の冷凍空調機器は「フロン回収破壊法」（14年1月施行）により、カーエアコンは「自動車リサイクル法」（17年1月施行）により、それぞれフロン類の回収が義務付けられています。また、業務用の冷凍空調機器中のフロン類の回収と破壊の実効性を高めるため、フロン回収破壊法が改正され、フロン類の引渡しを書面で管理する行程管理票制度や整備時のフロン回収義務の明確化等が盛り込まれました（19年10月施行）。現在、府では、この改正の趣旨も踏まえ、フロン回収業の登録に際しフロン回収破壊法の遵守状況の審査を実施するとともに、フロン回収業者の事業所を定期的に訪問する等して同法の円滑な運用を図っています。また、フロン回収業者だけでなく、関係団体等の協力も得ながら、フロンの適正な回収・処理を推進し、オゾン層の保護と地球温暖化の防止の取り組みを進めているところです。

表3-11 フロン回収・破壊法に基づく特定製品からのフロン類の回収量

（単位：kg）

	第1種特定製品（業務用冷凍空調機器）		
	CFC	HCFC	HFC
18年度	3,677.3	35,389.3	3,019.1
19年度	6,283.5	50,701.1	4,132.7
20年度	19,191.5	52,474.9	13,318.6
21年度	2,806.2	42,850.4	14,633.7
22年度	1,219.2	53,338.1	13,769.7

（注）18年度までは、機器廃棄における回収分が対象。

19年度以降は、機器廃棄に加え修理時等における回収分を含む。

②オゾン層保護に関する知識の普及・啓発の推進

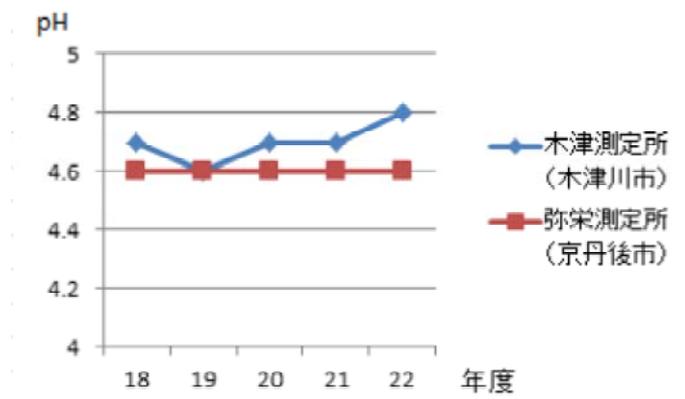
府では、ホームページにより、常時、オゾン層保護に関する広報を行っています。また、毎年9月のオゾン層保護対策推進月間には府民だよりへの掲載や庁内ロビーにおける啓発展示を行うなど、機会を捉えて府民や事業者のみなさまに対し、オゾン層保護の大切さをアピールしています。

2 酸性雨対策の推進

府では、酸性雨自動採取装置を2測定所に設置して測定を実施しています。22年度の測定結果では、降水のpH値に大きな変化は見られず、地域的な変化も見られませんでした。

今後においても、国等と連携し、酸性雨の総合的な監視・調査研究の推進を図るとともに、大気汚染防止対策を通じて原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制対策を推進することとしています。

図3-8 府内降水pH値（平均値）の経年変化



3 熱帯雨林等の保護対策の推進

熱帯雨林は、木材の重要な供給源であると同時に、野生生物の生息地として、また、地球温暖化の主な原因とされているCO₂の吸収源として重要な役割を果たしています。

しかし、世界の森林は大規模な焼畑農業や商業用の伐採によって、減少が続いており、大量の生物種の絶滅や生態系の破壊、地球温暖化への影響などが心配されています。

わが国が開発途上国からの木材輸入量が最も多い国であるとの認識に立ち、府では、公共工事や営繕工事において、「緑の公共事業」を推進し、木材の輸送過程で排出されるCO₂量（ウッドマイレージCO₂）の少ない府内産木材の利用促進を図るとともに、グリーン購入法の趣旨に基づき、再生資源の使用促進や再利用を進めるための普及、啓発を行っています。

4 国際協力の推進

府では、友好提携省である中国陝西省との協力交流事業を行っており、15年度から17年度には、広く府民や事業者、団体から植樹協力金として寄附・募金を募集し、合計約600万円を資金提供し、陝西省南部の国家森林公园（陝西省西安市長安区）内の約100haの地域に、油松、側柏（コノテガシワ）を約30万本植樹しました。

さらに、15年10月に知事を代表とする京都府訪中団が現地を訪れ、陝西省と京都府の友好提携締結20周年記念事業の一環として、陝西省政府関係者・現地住民等の参加のもと植樹記念式典が開催されました。式典では、植樹協力金の目録贈呈や知事をはじめとする訪中団員による記念植樹が行われ、植樹地は「京都府陝西省友好記念林」と位置付けられました。

16年度と17年度には、林業技術研修生の受入れや、府民ボランティアによる現地での植樹協力ツアーの実施のほか、18年度からは府立北桑田高校が陝西省へ訪問して林業交流を行う等、府民レベルでの国際環境協力も始まりつつあります。

18年11月には、知事がイタリア・トスカーナ州を訪問し、経済・環境交流提携等の協定書を調印し、京都府とトスカーナ州の間で環境分野における具体的な交流事業を進めていくことになり、19年4月には同州知事一行、12月には同州環境政策監が京都府を訪問され、交流を深めました。

19年10月と12月には、京都府、京都大学、環境関連京都企業等と中国清華大学、清華控股、浦華控

股、北京市中関村科技園区管理委員会、中関村国際環境産業促進中心及び関連企業が環境・省エネ分野の技術に関し訪中・訪日ミッションを相互に派遣し、学術・産業交流を展開しました。

また、フランスで開催された「持続的発展のための地方政府ネットワークサミット」(20年10月)に参加し、地球温暖化対策に関する府の取組を発表するなど、環境面における国際協力を推進しています。